

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 7月15日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード
1	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(C)加熱蒸気配管安全弁の配管継手部において、加熱蒸気系の凝縮水の漏えい(汚染なし)が認められたため、当該配管継手部を点検・修理。 なお、当該配管継手部の上流側の弁を閉し、凝縮水の漏えいは停止。	GIII